

明治期における夏期休暇をめぐる言説の変遷

渡 辺 貴 裕

Transition of Discourses about Summer Vacation in the Meiji Era

WATANABE Takahiro

0. はじめに

現代の子どもたちにとって、夏期休暇は、宿題、登校日、臨海学校や林間学校、塾の夏期講習など、各種の活動が用意された期間である。彼らは、この期間を何らかの形で役立たせようとする親や教師から、さまざまな期待を受けているのだと言える。

もちろん、夏期休暇制度の成立当初から、このような期待が存在していたわけではなかっただろう。夏期休暇制度は、学制期後半の1877(M10)年頃にはすでに普及しつつあったとみられる。だが、近代学校制度自体が十分に定着していない当時の状況下では、一年中「休暇」である子どもがごく普通に存在したのであり¹、夏期休暇の活用が殊更に親や教師たちの意識に上っていたとは考えにくい。

しかし、いったん学校制度が定着し始めると、親や教師に夏期休暇の存在が意識され、子どもに有意義な休暇を過ごさせようとする意図が芽生えていった。そして、夏期休暇の利用法や意義といったものが、雑誌その他の媒体上で語られるようになる。ある人は夏期休暇中子どもを学校の勉強に励ませることを求め、ある人は健康増進を重視し、またある人は自由に遊ばせておくことを訴えた。

夏期休暇は、学校教育の不在を表すものでありながら、しかし、まさにその点において、この概念は学校教育の存在を前提としている。そのため、夏期休暇をめぐる交わされてきた言説は、人々が、学校教育と非学校教育との境界領域で何を求めてきたかを如実に表すことになる。したがって、その言説を時代を追って検討することにより、人々が各時代において思い描いてきた教育像の外枠を明らかにすることができるだろう。それはまた、学校的価値が支配的とされる今日の日本の状況を読み解くための手がかりともなるだろう。

本稿では、その作業の第一段階として、近代学校制度が開始され定着していった明治期における、夏期休暇をめぐる言説の変遷を明らかにすることを目的とする。休暇のうち夏期休暇を特に取り上げるのは、それが連日の休暇であり、ほとんどの場合、その期間は長期休暇中最も長く、

最も多くの言説がそれについて交わされてきたからである。また、中等以上の学校への進学が当時一般的ではなかったことを考慮し、尋常科高等科を含む小学校段階での夏期休暇をめぐる言説に限定して検討を行った。

検討のための媒体としては、『教育時論』『教育報知』『教育界』『児童研究』の4誌を使用した。これらは、子どもに関する問題を扱う雑誌の中でも当時よく読まれ、発行期間も比較的長期にわたったものである²。主な読者および寄稿者は、教育関係者や児童研究者であり、誌面には、一般の人々あるいは子どもたちの考えが直接登場しているわけではない。そのため、本稿での課題は、当時の教育界における思潮を明らかにすることに限定される。なお、以下本稿で単に雑誌と言うときは、この4誌を意味することを断っておく。

夏期休暇という言葉は、本稿では、学校の休業日のうち、夏期（7～9月頃）に設けられる臨時の休業日群を意味するものとして用いている。いわゆる「夏休み」である。なお、これについて歴史的には「暑中休暇」「暑中休業」「夏季休暇」「夏季休業」「暑休」などさまざまな呼称が用いられてきたが、本稿では引用文中の場合を除き、夏期休暇に統一した。

夏期休暇に関する先行研究は非常に乏しい。一般向けの書物の中で夏期休暇の歴史が簡単に紹介されたり³、都道府県教育史の中で夏期休暇の制度的変遷が言及されたりした例はあるが、本格的な夏期休暇研究は、管見のところ見当たらない。学校行事に関する総合的研究である山本信良の『学校行事の成立と展開に関する研究』においても、夏期休暇は、「学校暦」を扱った部分でわずかに触れられているのみである⁴。祝祭日、学校儀式、運動会、遠足などについての研究の進展ぶりを考えると、夏期休暇研究の乏しさは顕著である。その理由としては、天皇制イデオロギーやナショナリズムとの関連から学校行事を論じる問題意識においては、それらが顕現しにくい夏期休暇が関心の埒外におかれていたということや、「余暇研究」あるいは「余暇」の重要性の認識自体、日本では低いということなどを指摘することができるだろう。

本稿では、第1章から第3章にかけて、それぞれ1890年前後、1900年前後、1910年前後と時代順に、夏期休暇をめぐる言説を辿っていく。だがそれに入る前に、夏期休暇制度そのものの成立の様相を、都道府県教育史を参考にしながら、以下で簡単に記述しておく。

夏期休暇制度が小学校に普及していったのは、学制期後半の1877(M10)年頃と考えられる⁵。まず、盛暑に授業時間を早めたり短縮したりする措置が行われるようになった後、夏期休暇制度が出現していったようである。例えば大阪府の場合、1873(M6)年から、7、8月中の一定期間、授業開始時間の繰上と授業時間の短縮を行った。翌年にはそれを拡張するのに加えて、5日間の夏期休暇を設けた。その後夏期休暇の日数は、7日間、10日間と延長されていき、1878(M11)年には15日間となっている⁶。また、群馬県の場合、1873(M6)年の「熊谷県管内小学校掟書」では、「農業ノ時節三〇日間」の「臨時ノ休」はあったものの、夏期については「最モ厳暑中ハ就学時間ヲ適宜変制スベシ」と規定されているのみであった⁷。それが1877(M10)年の群馬県「小学校則」になると、「暑中休三十日」が休業日に追加されている⁸。

このような夏期休暇制度の一般化を背景に、文部省は1881(M14)年、「小学校教則綱領」第7条において、「小学校ニ於テハ日曜日、夏季冬季休業日及大祭日、祝日等ヲ除クノ外授業スヘキモノトス」と規定した。これが、夏期休暇が全国的な法制度上で明示された最初のものであった。

それでは、このように普及した夏期休暇をめぐる、いかなる言説が交わされていったのであ

ろうか。以下の各章でそれを検討していくことにする。

1. 夏期休暇の存廃をめぐる論議の高まり

夏期休暇に関する記事のうち、初期に盛んに登場するのは、夏期休暇制度の存廃あるいは期間・時期の問題を扱ったものである⁹。この種の記事は、明治期全体を通して現れてはいるが、特に1888(M21)年から1894(M27)年頃までに多数出現している。また同時に、この時期は、夏期休暇関連の記事の大半がこの種の記事によって占められている時期でもあった。

なかでも1888(M21)年は、夏期休暇制度の存廃についての議論が一気に沸騰した年である。この年の7月、『時論』は社説欄に、「学校の暑中休業」という論考を発表した。これは、「生徒の体力」「授業の損益」「学校の経済」という3つの観点から、夏期休暇制度の廃止を主張するものである。つまり、酷暑期であっても2時間程度の授業なら身体に有害ではなく、授業を行えば「児童の習慣を固定せしむる上」で有益であり、一方、夏休みに働いていない教員に報酬を与えるのは大きな浪費であるとして、夏期休暇の廃止を唱えたのである¹⁰。

この社説に対してはすぐさま「小学教員ニ暑中休業ナシ」という批判が寄せられた。小学校教員にとって、夏期休暇は「新知識ヲ供給スルノ市場」「新方法ヲ輸入スルノ泉源」であり、それによって得られる利益は『時論』が主張する「浪費」をはるかに上回るのだから、夏期休暇を廃止してはならないと、反論したのである¹¹。

この年に夏期休暇の存廃をめぐる議論が教育界で高まっていたことは、文部省が同年8月14日付けで大日本教育会（後の帝国教育会）に諮問した議案のなかに、「小学校休業日ノ事」という議題が含まれていたという事実によっても裏付けられる。文部省が発した諮問案は、夏期休暇全廃の提案をも含む急進的なものであった。これを受けた大日本教育会は、初等教育部門会議を開いて検討し、同年12月に答申書を提出している。この答申書は、夏期休暇制度が未改革である要因として教員の「勝手主義」を挙げていた諮問案を、「酷論ニ過グル」と評して退け、結論としては、15～30日の休暇を地域の実情に応じて設定することを提案するものであった¹²。

この答申の内容は、『時論』『報知』両誌上において、各社の見解と共に伝えられ¹³、それはさらに反響を巻き起こした。例えば『報知』誌上には、翌年3月にいたるまでに、この件に関する寄書が3通掲載されている¹⁴。その後も数は減るものの、夏期休暇存廃に関わる記事が数年にわたって両誌に掲げられた。

この時期の存廃論議の特徴として、文部省の諮問案にも現れているように、小学校の休業日全般に対する問い直しの意識が背景に存在していたことを指摘することができる。実際、同時期には、休憩時間から週当たりの授業時間数、年中休暇の長短・配置にいたるまでを総合的に検討した「小学校授業時間論」(1888.7-8)、小学校の年中休暇を「旬暇」「田暇」「祭暇」の3つに分けることを提案する「小学校休日論」(1891.7)、アメリカの小学校の休業日を紹介する「小学校の休日」(1891.4)などの記事が見られる¹⁵。1892年以後になると、このような視点を持った記事はほとんど登場しなくなる。そこで、1888年から91年に至る、夏期休暇制度の存廃問題を扱う論説を一括して「夏期休暇存廃論争」として捉え¹⁶、以下でその内容を検討していくことにしよう。

夏期休暇存廃論争で話し合われた内容は、論点別に大きく4つにまとめることができる。

まず1点目は、夏の暑さが子どもに与える影響に関するものである。当時、廃止論者と存続論者は双方とも、夏期休暇を、暑さによる子どもへの悪影響を防止するために作られたものとして捉えていた。したがって、この前提は存続論者にとって当然の拠り所であった一方で、廃止論者は、夏の暑さは本当に子どもの衛生に害を与えるほどなのか、早朝の涼しい時間ならば授業をできるのではないかと、疑問を投げかけた。その際に論拠として、昔の寺子屋や藩校私塾には夏期休暇がなくそれによる不都合もなかったということや、農村部においては仕事の性質上夏期休暇というものが存在しないことなどを指摘した。

2点目は、夏期休暇の教員にとっての利益に関するものである。教員が新たな知識や方法を得るために夏期休暇が必要であるという主張は、夏期休暇存続論者によって広く用いられていた。実際、『時論』の社説に対する反論はもっぱらこれに依拠していたし、初等教育部門会による答申書のなかにも、教員講習会への参加や各地の教育家との交遊といった活動は、夏期休暇であるからこそ可能であり、それらは間接的に生徒の利益になっているとする趣旨が見られる。

こういった主張に対しては、廃止論者から、小学校教員は相応の学力を認められて資格を与えられているのだから毎年学力を補充する必要はない、補充する必要があったとしてもそれを夏期休暇を利用して行わなければならない必然性がない、実際には教員は休暇中勉強せずに遊んでいるだけだ、などといった批判が寄せられた。これらの批判はしばしば、『時論』の社説に見られるように、働いていない教員に給料を与えることへの疑問とともに提出された。

3点目は、夏期休暇中に子どもが身につける習慣に関するものである。夏期休暇中に、子どもは暴飲暴食や不規則な生活を行って体を壊し、いたずらをして事故に遭い、さらには修身作法も忘れてしまうという批判は、夏期休暇廃止論者によって多くなされた。また同時に、「田舎ニアリテ家庭教育ナドハ丸デ皆無ノ状態」¹⁷などといったように田舎の家庭の教育環境の悪さに結びつけられて論じられることもあった。この点について存続論者から有効な反論は返されていない。

4点目は、子どもの学業進歩に関するものである。3点目の子どもの悪習慣が現行の夏期休暇制度の弊害といった形で論じられることが多かったのに対し、この4点目は、夏期休暇を廃して授業を行った場合の利点として、廃止論者によって主張された。つまり、午前中に短縮授業を行うことで「着々学業ノ進歩ヲ見ルト同時ニ、一方ニ於テハ学習ノ記憶ヲ連続シ受業ノ励ミヲ失ハシメザルノ得益アラン」¹⁸などと述べるのである。

この点に関しても、存続論者からはほとんど反論がなされていないが、例外的に、『報知』に掲載された清水直義による批判論者は目を引く。それは、短縮授業実施の主張の背景には「成ルベク長ク日多ク生徒ヲシテ小学校ニ居ラシムレバ即完全ナル教育ヲ成シ得ベシ」という精神が見透かされるが、実際には子どもは学校外でも「心身共ニ」「教育」を受けていると主張するもので¹⁹、同時期の他の存続論者の主張には見られない視点を持ったものであった。

以上の4点が夏期休暇存廃論争のなかで議論された内容である。実際には、この4つの論点が1つの記事の中で全て検討されることはなく、いくつかが取りあげられるのみであった。また、この論議によって、実際に夏期休暇が廃止もしくは短縮された小学校も地域によってはあったようだが、全国的な動きが生じた痕跡は、今回検討した雑誌上から窺うことはできない。

この夏期休暇存廃論争は、前述のように、1890年前後の夏期休暇をめぐる言説の大部分を占めていた。それでは、本稿の問題意識に照らし合わせてみたとき、当時の言説の状況はどのような

特徴を持っていたと言えるだろうか。

1つの特徴は、夏期休暇を過ごす子どもへの関心が希薄であるということである。確かに、夏期休暇中に子どもが身につける悪癖などが論じられることはあったが、それは一般論として列挙されるだけであり、ある特定の地方や学校での子どもの実態が具体的に言及されることはなかった。また、存廃論争の際に、子どもではなく教員自身にとっての夏期休暇の意義が多く論じられたということからも、この特徴を見透かすことができる。実際、初等教育部門の答申では、教員にとっての夏期休暇の意義が第一義的に論じられており、子どもに関しては「間接ニ生徒ノ利益」になると述べられているだけだったのである。さらには、この時期の言説が、夏期休暇中の子どもの過ごし方をめぐる論議ではなく、夏期休暇制度自体のあり方についての論議によって占められていたという事実もまた、この特徴を傍証していると言えるだろう。

もう1つの特徴は、子どもにとっての夏期休暇の積極的意義が語られることがほとんどなかったことである。上述の4点の内容から分かるように、子どもにとっての夏期休暇の意義として主張されたのは、暑さによる害悪の防止という消極的なものでしかなかった。学校外でも子どもは「教育」を受けていると主張する清水直義の論考は、この時期では突出したものであったが、それすらも廃止論者の発想を批判するために用いられたものでしなく、積極的意義の主張ではなかった。また、文部省の諮問案は、「小学校休業日ノ事」の冒頭で休業の意義について述べているが、それが「勤勉ニ対スルノ報酬」「心身ヲ慰安スルノ要具」「労苦ヲ節シ程能キ記憶ヲ得セシムルノ方法」といった極めて一般的な記述にとどまっていることも、この特徴を裏付けている。

1895,6年以降になると、夏期休暇の存廃や期間の問題を扱う記事は数を減らし、散発的にしか見られなくなっていった。その一方で、他の問題を扱う夏期休暇関連の記事が増加していく。その記事がいかなるもので、どのような特徴を持っていたか、次章で検討していくことにしよう。

2. 「夏期休暇中の子ども」の発見と管理意識の芽生え

(1) 夏期休暇中の子どもの実態調査

1895,6年以降になって出現する記事の中に、夏期休暇中の子どもの実態調査に関連するものがある。特に、1900(M33)年から翌1901(M34)年にかけては、『児童研究』誌上にこの種の記事が集中的に登場した。この記事群は、休暇中の子どもの実態調査の必要を訴え、その際に着目すべき点を列挙する記事と、実際に調査を行った内容を報告する記事とに分かれる。前者に該当するのが、「夏期休暇後に於ける児童の研究」(1900.10)と「児童と暑中休暇」(1901.8)であり、後者に該当するのが、「夏期休業中に於ける児童の研究」(1900.7),「夏季休業中学校児童の動作」(1901.7),「休暇中の児童」(1901.9),「暑中休暇中の出来事」(1901.10)である。

まず前者からその内容を見てみよう。「児童と暑中休暇」においては、観察すべき項目として以下の11点が挙げられた²⁰。

- (一) 暑中休暇中児童は何処にて、如何に生活を送りたるか。
- (二) 休暇前後の児童の健康の相違如何。
- (三) 児童の勉強力及び活動力に就て観察したる所如何。

- (四) 管理上児童の状態に著るしき変動ありと認むべき事実ありや。
- (五) 暑中休暇後児童の作文又は談話について認められたる知識の進歩如何。
- (六) 暑中休暇中児童が愛読したる文書如何。
- (七) 児童が休暇中に記録したる日記類の蒐集。
- (八) 休暇中に児童が製作したる図画又は物品の類如何。
- (九) 休暇中に於て児童が費したる金銭の額及び其の費用の方法。
- (十) 若し児童が平生寄宿舎に生活せるものにして、休暇中他に転宿せる者あれば、其の児童の行為動作にあらはれたる差異ある事項。
- (十一) 休暇中に於ける不良少年取締に関する方法は如何にせしか。

これらの項目には、夏期休暇中の子どもの生活実態を把握しようとする強い関心が表れている。

一方、後者に当たる実際の調査報告の記事の場合、これほど細密な項目を設定して調査がなされていたわけではなかった。それら4つの調査は、北海道、静岡、京都、広島でそれぞれ行われたものであり、そのうち、尋常科3年生を対象とするものが2点、尋常科2年生、補習科生徒（高等科1,2年生相当）を対象とするものが各1点ずつである。調査の内容は、休暇中に何をして過ごしたのかを、あらかじめ日記に書かせておいたり、休暇後に質問したりして調べたものである。何をしたか、珍しいものを見たか、面白かった遊びは何か、嬉しかったことは何か、などの質問に加えて、よいことをしたと思うこと、悪いことをしたと思うことといった質問がなされている。

4つの調査のうち、最も詳細な調査を行った「夏季休業中学校児童の動作」について見てみよう。この調査では、補習科生徒に休暇中書かせておいた日々の記録を休暇後に回収して、その記録から抽出される子どもの活動内容を「学事」「遊戯若くは遊歩」「農事」「家事」の4つに分類した。それぞれに含まれる活動内容は、例えば、「復習」「七夕のうたならふ」（以上「学事」）、「魚を捕ふ」「水鉄砲造る」「水浴」「工兵の架橋演習を観る」（以上「遊戯若くは遊歩」）、「茶摘み」「煙草の葉を網む」「豆を摘む」（以上「農事」）、「縄を縄ふ」「掃除をなす」「風呂の水汲み」「子守りをなす」「米つき」（以上「家事」）といったもので、非常に幅広い。この調査に典型的に現れているように、この時期に行われた調査は、子どもの過ごし方の実態を記述すること自体に力点が置かれていた。

このように、1900年前後、夏期休暇を過ごす子どもの姿に対する強い関心が生起していた。「夏期休暇中の子ども」というものが、教育関係者や児童研究者らによって意識されるようになったのである。これは次の2つを意味している。1つは、彼らが夏期休暇に関して述べるときに、制度そのもののあり方にとどまらず、それを過ごす子どもの姿にも目を向けるようになったということ。もう1つは、子どもを見るときに、夏期休暇というものがある特別な時間区分をなすものとして意識されるようになったということである。

「夏期休暇中の子ども」の発見は、同時に、教育関係者らによる子どもへの働きかけを可能にした。これを表している記事を次節で見ていくことにする。

(2) 夏期休暇中の子どもの生活管理

夏期休暇中の子どもの実態調査の記事が雑誌に掲載されていた1900年前後という時期に、同じく誌面に登場することになった種類の記事がある。それは、夏期休暇を過ごす子どもに与える注意事項を紹介するものである。それが最初に雑誌上に登場したのは、1897年8月の「小学校生徒暑休中の心得」であり、その後、1901年には「夏期休業中の心得」、1906年には「夏期休暇中児童教養十戒」が掲載され²²、1910年代に入ってからさまざまなものが掲載されている。

例えば、「夏期休業中の心得」の場合、伊勢四日市の各小学校が、夏期休暇中に守るべき点として児童に諭して父兄に通知した項目が紹介されている。その中身は、「勅語の御趣意を守るべし」に始まり、「八月廿一日午前七時の始業には学用品の用意を為して必ず登校すべし但し半日授業とす」に終わる24箇条で、次のようなものを含んでいる。訓育面では「父母の命令を重ずべし」「学校よりの命令を実行すべし」、勉学面では「毎日時間を定めて朝の間に修身国語算術等の復習を為すべし」「学校の命令通日誌を作り図画又は国語書方の稽古を怠るべからず」、衛生面では「氷又は生水を妄りに飲むべからず」「手足顔面をよく洗ふべし」、さらに生活面では「朝夕の起臥の時間を定むべし」「妄りに川遊びを為すべからず」「火を弄ぶべからず」などである。「小学校生徒暑休中の心得」に紹介されている広島尋常師範学校附属小学校が作成した「心得」も、同種の項目が箇条書きで示されている。もっとも、師範学校附属小学校という性格のためか、「毎朝の食事より一時間後に左の通り教科の演習をなすべし」として、学年別に、30分から45分におよぶ勉強時間と、その回数が定められているのが特徴的である。

これらの記事が教育雑誌上に掲載されていたことは、当時、その学校で「心得」が作られていたという事実を表しているだけではなく、そういった他校の例を知って参考にしようとする読者が存在したということもまた示している。当時の教育関係者らの間に、夏期休暇中の子どもの生活を管理していこうとする意識が出現していたのだと言えよう。

教育関係者らが夏期休暇中の子どもの生活に目を向けた際、必然的に彼らの関心の中に飛び込んでくる領域が存在した。家庭である。休暇によって学校から解放されたとき、子どもは、学期中よりはるかに多くの時間を家庭で過ごすことになる。その家庭の姿は、教育関係者らの目にはどのように映り、いかなる対応の必要を彼らに感じさせたのだろうか。

1902年9月の「暑中休暇と児童教育」という記事は、まず、休暇中の子どもの実態を辛らつに論評する。つまり、子どもは夏期休暇に入ると、「自己の思ふまゝに行動し得るやうに考へて」おり、そのため、「極めて不規律なる生活」を送り、食食間食の悪習慣を養い、監督者なしでの訓育上有害な旅行を試みるというのである。そして次に、「唯児童の好むにまかせ」ていて子どもの墮落に加担している家庭を批判する。「多くの家庭は到底夏期休暇中に於ける児童の管理を全くすることが出来ない」と、その批評は極めて厳しい。

もっとも、ここまでの内容ならば、1890年前後の夏期休暇存廃論争の中でも登場したものであった。ここで注目すべき点は、それが夏期休暇廃止の主張へと向かわなかったことである。同記事は続ける。「夏期休暇を全廃することは実行し得べきものでない。さすれば之に対して教員は如何なる手段を用ひて最も有効的に夏期休暇を経過せしむることが出来るであらうか」。

同記事が与えた答えは、「家庭に向つて特に児童監督上の必要なる事項に就きて注意を与へる」というものであった。「食物、衣服、睡眠、遊戯、課業、摂生等」の項目を設けて、家庭に対して「重要な忠告」を与えるのである。さらに、休暇後には、「家庭自身が如何に児童を取扱ふ

たか、如何なる方針を取つて居つたか、児童に就きて特に注意すべき事実を見出したことはなきか、身体上に著るしき変動は起らなかつたか、運動に関しては如何なる方法を取つて居つたか」など、「凡そ一般に教育に関連して参考になるべき事項」の概要を、通知簿の中に記入するよう家庭に求めることを提案するのである²³。

このように、教育関係者らが夏期休暇中の子どもの生活管理を試み出したとき、家庭に対する啓蒙の必要もまた彼らに自覚されていったのである。

この傾向は、夏期休暇中の子どもの疾病の有無・疾病の種類と体重の増減について調査した「夏季休暇と児童の健康」(1905.7)という記事からも窺うことができる。「或る田舎の高等小学校」の教員であった岩崎佐一が全校生徒を対象に行ったというこの調査の結果は、「休暇中体重の減少せしこと、又疾病の多きこと実に驚くべき」というものであった。岩崎はこれについて、「これは決して学校に於て平素体育や衛生を重じないからと云ふことではな」く、「全く家庭の不注意と云ふことに帰する」と述べ、夏期休暇中子どもを家庭に任せておくことは「甚だ危険なること」と警告した。そして、例えば夏期休暇前には保護者を学校に招集して注意を与えるなどして、学校と家庭の連絡を緊密にしておくことを要請するのである²⁴。

夏期休暇中の子どもの管理を徹底するために家庭を啓蒙するという傾向は、その後の記事にも表れている²⁵。また、先に触れた夏期休暇中の「心得」自体、子どもに示されると同時に、保護者に対しても提示されたものであった。

以上により、1900年前後の言説の状況を概括するならば、「夏期休暇中の子ども」が発見され、それへの管理意識が芽生えた時期として記すことができるだろう。この時期、教育関係者らの間に、夏期休暇を過ごす子どもの実態への関心が高まると同時に、夏期休暇中の子どもの生活管理への志向が発生した。さらに、生活管理の上で障壁となる家庭の啓蒙の必要もまた彼らに自覚されていった。

ただし、この時期における「夏期休暇中の子ども」をめぐる問題の意識のされ方は、雑誌に現れた記事を見る限り、原初的かつ未分化なものであった。夏期休暇中の子どもの実態調査は、子どもの過ごし方を描写するだけにとどまっていた。子どもへの働きかけに関しても、直接子どもに与える「心得」が紹介されるのみであった。家庭に対する啓蒙の必要は、最も早期に分化した課題だったと言ってよい。しかし、それもこの時期ではまだ実例を伴わない提案の域を超えないものだった。それでは、「夏期休暇中の子ども」をめぐる問題はその後どのように発展していったのだろうか。次章ではこれを探っていくことにする。

3. 夏期休暇中の子どもに対する管理方策の発展

1910年前後になると、夏期休暇中の子どもの生活管理への関心はより深まっていた。この時期にも、前章で触れたものと同種の「小学児童の心得」「休暇中児童に命じたる事項」「夏休中児童心得」「夏季休業中の児童心得」²⁶などの記事が見られる。しかし、この時期には、単に子どもに対して直接与える指示にとどまらない生活管理方策が誌面に登場するようになっていた。その代表例と言えるのが、1910(M43)年に文部省と帝国教育会からそれぞれ発表され、雑誌上でも紹介された²⁷、夏期休暇に関する示教である。両者は扱う範囲の点で対照的なものであったが、いず

れの内容も夏期休暇中の子どもに対する生活管理方策の発展を如実に表している。

まず、文部省から地方長官に対してこの年の7月8日に発せられた通牒の内容から見ていこう。その内容は2つに分かれる。1つは、夏期休暇中の小学校生徒の復習に関するもので、夏期休暇中に既習の教科目を復習させることの「教育上の効果」を説き、小学校教員に適切な方法を取らせて、家庭と連絡して子どもを指導させることを求めた。もう1つは、課外読物に対する注意を述べたもので、いかなるものが有害な読物あるいは有益な読物であるかを示したうえで、「国民性の養成に資するもの」「道徳的心情の養成に資するもの」「工夫発明の思想養成に資するもの」「教科書の補習に適するもの」の4つを子どもに読ませることを要求した。

この通牒の内容は、夏期休暇中の子どもの生活管理の問題を、「復習」あるいは「課外読物」のように特化された領域を通して取り扱っている点で特徴的である。この時期になると、「夏期休暇中の子ども」をめぐる問題は、さらにいくつかの問題群に分化した形で捉えられ、そのそれぞれが議論されるようになっていた。このことは、例えば1910(M43)年8月の「新学期の開始と成績調査」という記事からも窺える。この記事は、山梨県師範学校の教員が、「暑中休暇の際に課したる児童の作業＝換言すれば休暇中の児童生徒成績につきて、如何に処理し、且つ如何に注意すべきか」について述べたものであった²⁸。夏期休暇中の宿題という問題が教員に自覚されていたことをこの記事は示している。

このように分化した問題群は、子どもに対する総合的管理方策の中に改めて位置付けられることになった。帝国教育会小学教育調査部が8月に発表した「夏季休業中の児童取扱法」は、それを示す代表例である。この指針は、まず夏期休暇中の注意点を「身体の方面」「知識の方面」「徳操の方面」に分けて列挙した。さらに、実践的な管理方策として、「学校に於て採るべき方法」と「家庭に於て採るべき方法」とに分けて要点を示した。その内容は以下の通りである。

甲、学校に於て採るべき方法

一、訓示及び注意

休業以前に於て児童に心得しむべき事項を訓示し且保護者を招集するか若しくは其要項を印刷して家庭に注意すること

二、課業

既習教科の遺忘を防ぎ又之を実地に応用せしめんが為めに適切なる復習自習を課すること

三、召集

休業中に於ける状況を詳かにし復習併に衛生上の注意を喚起し且平素の訓練を持続する目的を以て休業中日を定めて児童を学校に召集すること

四、旅行

自然人事に対する指導身体の養護等に資する為めに適当なる地を選び一定の方案の下に児童を率ゐて旅行すること

五、運動場開放

運動遊戯を奨励する為めに便宜運動場を開放すること

乙、家庭に於て採るべき方法

一、家事練習

日常生活の實際を知らしめ且其勞務に慣れしむる為めに年齢相応の家事に服せしむること
二、通信訪問及び接待

情誼を篤うし且礼儀作法に慣れしむる為めに來客に接せしめ或は師友親戚等に対し通信訪問せしめ又は父兄に代りて之を為さしむること

三、旅行

児童の養護を主とし兼て見聞を広むる為めになるべく児童を伴ひて適當なる場所に旅行すること

四、学校との協力

平素の規律を維持し学習の習慣を失はざらしむる為めに殊に学校の注意に従ひ其の方針に依り之が実行に協力し且なるべく其結果を学校に報告すること

五、其他

植物の栽培、動物の飼育、害虫の駆除、動植物の採集等を為さしめ又冷水摩擦冷水浴水泳等は努めて之を奨励し各種の弊害を伴ふ非教育的なる課外読物觀覽物等に対しては十分な注意を加ふべきこと

宿題や登校日といった課題に加えて、子どもに与える「心得」や家庭に与える注意もまた全体の中に位置付けられ、総合的な管理方策が形作られている。

夏期休暇中の子どもに対するこういった総合的な管理方策は、単に指針にとどまらず、実際の小学校においても、夏期休暇中の「児童取扱法」といった形で定められ、適用されていた。その様子は雑誌でも伝えられており、例えば、「夏休中児童取扱法」(1910. 7)は、栃木県藍谷郡矢板尋常高等小学校が実施を決定した要項を紹介しており²⁹、また「長期休業中児童取扱に関する状況報告」(1912. 7)は、仙台市の連坊小路尋常小学校が前年に制定した「長期休業中児童取扱法」の内容と、それに基づいて実施された事業の結果とを報告している³⁰。後者の内容を以下で見よう。

まず、「(一) 教育召集実施成績」では、毎週土曜日の登校日への生徒の出席状況が学年および性別ごとに示され、さらに欠席理由の調査結果が示されている。次の「(二) 家庭に於ける注意事項の成績」では、トラホームの治療、図書館への来館、墓掃除および墓参に関して優れた成績を収められたことが述べられ、「(三) 教科の復習実施成績」では、宿題の学年別達成状況と、宿題を提出しなかった生徒の事情調査の結果が示されている。「(四) 校外取締実施成績」においては、教員らが巡視した際の「取締簿」に記入された各種行為が「善行之部」と「悪行之部」に分類され、さらにその数が夏期休暇前と夏期休暇中とで比較検討された。最後の「(五) 児童図書館実施成績」には、来館児童数の統計表、来館児童に対して行った講話の概要などが掲げられたうえで、今後の検討課題が述べられている。

以上のように、1910年前後になると、夏期休暇中の子どもの生活管理方策についての言説が盛んに交わされるようになっていた。さらに、その各論とも言える、夏期休暇中の宿題といった問題についても論じられていた。このような言説の状況からは、どのような特徴を読み取ることができるだろうか。

まず、この時期に、夏期休暇中の子どもの生活管理が、まとまりを持った一つの問題領域とし

て、教育関係者らによって明確に意識されるようになっていたということを指摘することができる。そうであったからこそ、宿題や登校日、子どもに与える「心得」といったものが、同じ「児童取締法」の中に位置付けられたのである。

しかも、生活管理のために講じられた方策は、夏期休暇を教育的に活用しようとする意識を濃厚に伴うものであった。それは実質的に、学校教育の拡張を志向するものであったと言えるだろう。例えば、矢板小学校や連坊小路小学校の「児童取締法」の目的には、「学校に於ける習慣の維持」が第一に挙げられていた。そして、それを実現するための具体的な装置が、登校日であり宿題であった。実際、帝国教育会の指針においては、「既習教科の遺忘を防」ぐこと、「平素の訓練を持続する」ことが、それぞれの目的に挙げられている。さらには、学校と家庭との連携も、「学校の注意に従ひ其の方針に依り」家庭が協力することを一方的に求めるものであった。

1890年頃の夏期休暇存廃論争に立ち返って考えてみるならば、結局、当時の廃止論者の主張は実現されず、夏期休暇制度はその後に残ることになった。しかし、彼らが主張していた、夏期における授業の実施は、形を変えて達成されることになったと言えよう。一方、夏期休暇独自の積極的意義については、明治期を通して、議論が深められていくことはなかったのである。

4. おわりに

本稿は、明治期における、夏期休暇をめぐる言説の変遷を検討していくことで、人々が各時代において思い描いてきた教育像の外枠を浮き彫りにすることを目的としていた。その内容は次のようにまとめられる。

まず、1890年前後には、もっぱら夏期休暇の存廃をめぐる論議が行われていた。当時はまだ、夏期休暇を過ごす子どもの姿への関心は低く、子どもにとっての夏期休暇の積極的意義もほとんど語られなかった。1900年前後になると、「夏期休暇中の子ども」が教育関係者らによって発見された。同時に、夏期休暇を過ごす子どもに対する管理意識が芽生えた。1910年前後には、夏期休暇中の子どもの管理というものが、一つの問題として教育関係者らに明確に意識されるようになった。そして、そのために講じられた具体的方策は、学校教育の拡張を志向するものであった。

それでは、「夏期休暇中の子ども」の発見から、学校教育の拡張を志向する管理方策へと続くこの流れは、唯一の発展方向だったのだろうか。

この問いに対し、もう一つの方向の可能性が存在したということをここで指摘しておきたい。1888年の時点で、学校教育だけが子どもが受けている教育ではないとして、学校外における教育作用に注目を促す意見が存在していたことに先に触れた。そこでの問題意識に沿うならば、学校教育に依拠せず、夏期休暇だからこそできることを追求していく方向もあり得たはずである。

実際、その方向線上に位置する言説も皆無だったわけではない。例えば、「暑中休暇の利用方法」という論考の中には、子どもたちの「水泳場」作成作業を、親や教師が衛生上や訓育上の理由から干渉してやめさせたことに対して異議を呈する部分がある。子どもたちの作業をうまく導いたならば、「遊事や快楽」を彼らから奪わないで済むだけでなく、「自治的精神、一致団結の必要、労働の観念、分業的働作、水泳の練習、難苦欠乏に堪へる勇氣と忍耐力等」を与えることができる」と主張するのである³¹。

しかしながら、全体としては、こういった夏期休暇独自の意義は、明治期において本格的に論じられることがなかっただけでなく、そもそも考察の対象にすらされなかったと言わざるを得ない。これに関して大正期以降どのような展開があったかについては、今後の研究で取り上げることとしたい。

また、現在の臨海学校や林間学校の源流に当たる「転地修養会」や「夏季休養団」は明治末期に開始されており、それに先立って、その種の活動の必要性を主張する論考などが提出されていたが、本稿では紙幅の都合上、これらに関して取り扱うことができなかった。その検討も他日を期することにしたい。

- 1 1877(M10)年の就学率は全国平均で39.9%である。(仲新監修『学校の歴史 第2巻 小学校の歴史』第一法規, 1979, p.66, 参照。)
- 2 これら4誌の特徴を簡単に見ておこう。『教育時論』(本稿では以下『時論』と表記)は1885(M18)年4月15日に創刊, 1934(S9)年5月25日まで刊行が続いた民間教育雑誌である。原則的に、毎月5日, 15日, 25日の3回発行された。『時論』同様、明治前期創刊の民間教育雑誌であったのが『教育報知』(以下『報知』)である。これは1885(M18)年4月30日に創刊され, 1904(M37)年5月22日付けの656号まで続いているが, 649号が1901(M34)年3月28日に出版された後は、ごく少数しか発行されていない。発行頻度は、月刊から週刊にいたるまでさまざまであったが、週刊であった時期が長い。『教育界』は明治後期から大正期を代表する教育一般誌の一つである。1901(M34)年11月3日から1923(T12)6月3日まで月刊で刊行された。(以上の記述は、「各誌解題」教育ジャーナリズム史研究会編『教育関係雑誌目次集成 第I期・教育一般編 第20巻』日本図書センター, 1987 を参考にした。)最後の『児童研究』は、教育問題に限らず、子どもに関する研究全般を取りあげる雑誌である。1898(M31)11月3日に発刊され、第二次世界大戦後まで刊行は続いた。
- 3 佐藤秀夫『学校教育うらおもて事典』小学館, 2000, pp.100-105など。
- 4 山本信良『学校行事の成立と展開に関する研究』紫峰図書, 1999, pp.65-79。
- 5 夏期休暇制度が小学校に導入されたそもそもの契機は、欧米の学校慣行の移入によるものと述べられている。(佐藤秀夫『学校教育うらおもて事典』小学館, 2000, pp.100-102, 参照。)しかし、本文でも触れたように、1890年頃にはすでに、元の契機を離れて、夏期休暇は、暑さによる子どもへの悪影響を防ぐものとして了解されていたようである。
- 6 大阪府教育委員会『大阪府教育百年史 第一巻 概説編』1973, pp.83-84。
- 7 群馬県教育史研究編さん委員会『群馬県教育史 第一巻』群馬県教育委員会, 1972, pp.230-231。
- 8 同上, pp.321-323。ただし、農繁期に休業を必要とする場合、暑中休業を農繁休業に振り替えることができるとしている。
- 9 本稿での問題関心より、教員向け夏期講習会の案内や報告など、教員にとっての夏期休暇を扱ったものは除いて考えた。
- 10 「学校の暑中休業」『教育時論』第118号, 1888.7.25, pp.3-6。
- 11 天眞道人「小学教員ニ暑中休業ナシ」『教育時論』第119号, 1888.8.5, pp.3-5。
- 12 「初等部門会の成績」『大日本教育会雑誌』第82号, 1889.1.10, pp.2-12。
- 13 「暑中休業論は未だ落着せず」『教育時論』第127号, 1888.10.25, pp.26-27。「小学校休業日ノ事」『教育報知』第142号, 1888.10.27, pp.1-2・第143号, 1888.11.3, pp.1-2。
- 14 清水直義「小学校ノ休業日」『教育報知』第145号, 1888.11.17, pp.2-4, 吉田典吉「小学校休業日ノ事」『教育報知』第147号, 1888.12.1, pp.3-4, 浅山汲助「小学校休業日」『教育報知』第162号, 1889.3.16, p.11。
- 15 湯本武比古「小学校授業時間論(一)～(三)」『教育時論』第116号, 1888.7.5, pp.13-15・第118号, 1888.7.25, pp.6-7・第119号, 1888.8.5, pp.5-7。五十嵐常吉「小学校休日論」『教育報知』第

- 274号, 1891.7.25, pp.11-13。「小学校の休日」『教育時論』第215号, 1891.4.5, pp.8-9。
- 16 既に触れたもの以外でこの論争に含めた記事は以下の通り。桑原顯介「暑中休業廃止の議決」『教育時論』第121号, 1888.8.25, p.31, 伊藤芳洲「夏季休業ヲ短縮スルノ議」『教育時論』第133号, 1888.12.25, pp.15-17, 「暑中休暇の存廃」『教育時論』第153号, 1889.7.15, pp.26-7, 阿部佐吉「夏期休業ニツキテ」『教育報知』第227号, 1890.8.2, pp.11-12, 「夏季休業に関する医科大学の回答」『教育報知』第280号, 1891.9.5, pp.15-16。
- 17 阿部佐吉「夏期休業ニツキテ」『教育報知』第227号, 1890.8.2, p.12。
- 18 「小学校休業日ノ事」『教育報知』第143号, 1888.11.3, p.1。
- 19 清水直義「小学校ノ休業日」『教育報知』第145号, 1888.11.17, pp.2-4。
- 20 「児童と暑中休暇」『児童研究』第4巻第4号, 1901.8, p.23。
- 21 神村直三郎「夏季休業中学校児童の動作」『児童研究』第4巻第3号, 1901.7, pp.15-18。
- 22 「小学校生徒暑休中の心得」『教育時論』第443号, 1897.8.5, pp.30-31, 「夏期休業中の心得」『教育時論』第586号, 1901.7.25, p.38, 「夏期休暇中児童教養十戒」『児童研究』第9巻第7号, 1906.7, p.41。
- 23 「暑中休暇と児童教育」『児童研究』第5巻第7号, 1902.9, pp.1-3。
- 24 岩崎佐一「夏季休暇と児童の健康」『児童研究』第8巻第7号, 1905.7, pp.30-33。
- 25 「夏の家庭」『児童研究』第10巻第7号, 1907.7, pp.30-31, 「良習慣を保たしむべし」『児童研究』第10巻第7号, 1907.7, p.31。
- 26 「小学児童の心得」『教育時論』第911号, 1910.8.5, pp.34-35, 「休暇中児童に命じたる事項」『児童研究』第15巻第2号, 1911.8, pp.60-61, 「夏休中児童心得」『教育時論』第982号, 1912.7.25, p.62, 「夏季休業中の児童心得」『児童研究』第16巻第1号, 1912.8, p.34。
- 27 文部省の通牒に関しては, 「暑中休暇と読物」『教育時論』第909号, 1910.7.15, p.35。帝国教育会の指針に関しては, 「夏期児童と取扱」『教育界』第9巻第10号, 1910.8, p.93, 「夏期休業中児童の取扱」『教育時論』第911号, 1910.8.5, p.32。
- 28 中澤忠太郎「新学期の開始と成績調査」『教育時論』第912号, 1910.8.15, pp.10-12。
- 29 「夏休中児童取扱法」『教育時論』第910号, 1910.7.25, pp.11-12。
- 30 「長期休業中児童取扱に関する状況報告」『教育時論』第981号, 1912.7.15, pp.14-18。
- 31 椎野誠一「暑中休暇の利用方法」『教育界』第10巻第10号, 1910.7, pp.72-77。

(博士後期課程1回生, 教育方法学講座)